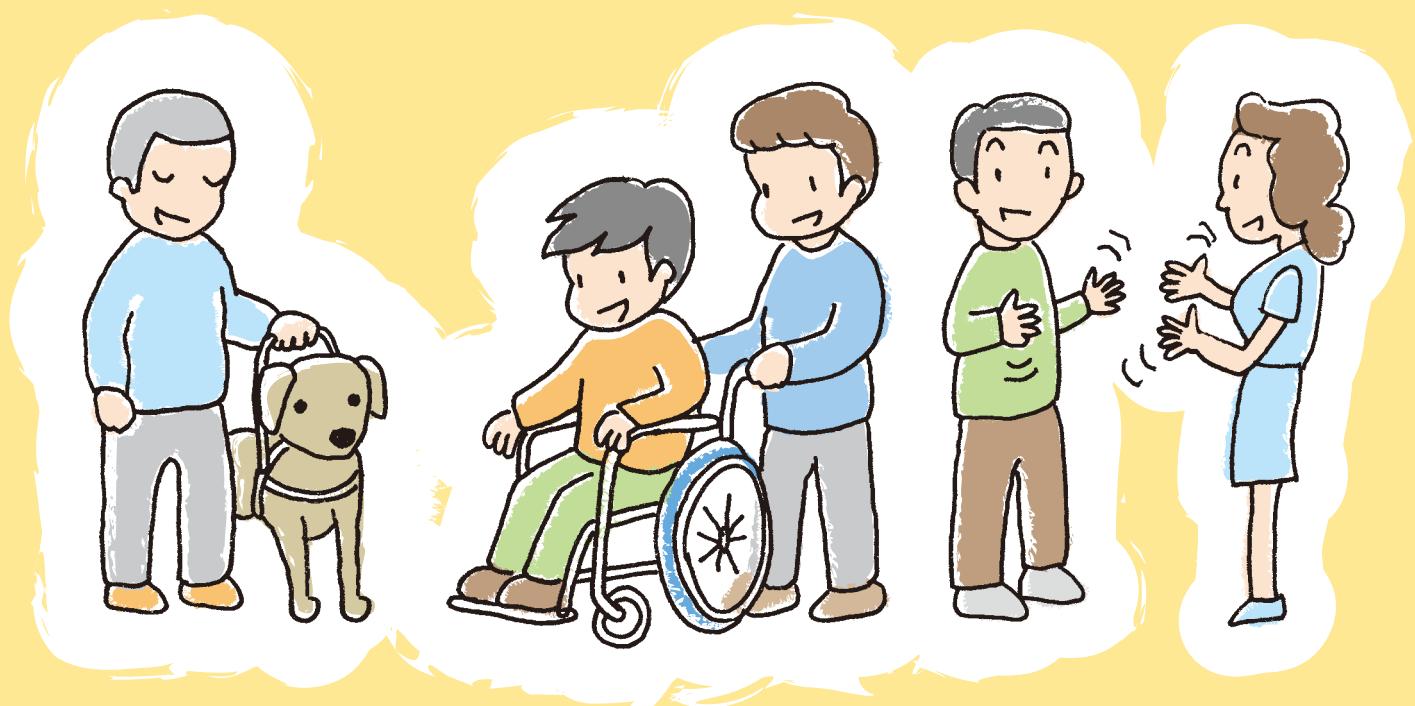


障害のある人もない人も共に 暮らしやすいまちづくりのための アドバイス事例集

障害のある人が「困った」事例から





目 次

はじめに	1
1 気軽にできるお手伝い～みんなでつくるバリアフリー～	2
2 障害のある人と接するときのマナー	7
3 障害のある人と同じ職場で働くとき	14
4 あなたが、障害のある人を接客することになったら	18



はじめに

アドバイス事例集について

富山県では、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支えあうとともに、障害のある人一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。この共生社会を実現するためには、障害のある人に対して周囲の人々が持つ意識上の障壁を取り除くことが重要です。

県では県民や企業、団体に対して、障害や障害のある人に対する正しい理解が広く浸透するよう、啓発や広報活動、学校や地域における福祉教育等に取り組むとともに、富山県障害者権利擁護センターの設置（平成24年10月予定）など、障害のある人に対する虐待防止や差別禁止を推進しています。

一方、国では、国連の「障害者の権利条約」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害のある人の参画を得て活発な議論が行われています。

このような中、富山県では、富山県障害者施策推進フォーラム協議会の協力を得て、同協議会が収集した『障害のある方やその家族が日常生活や社会生活をして困った事例』を参考にしながら、「障害のある人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例集（障害のある人が『困った』事例から）」を作成しました。

障害のある人に対する理解は、まず、相手の気持ちに立つことから始まります。また、そのためには、障害について正しい知識を持ち、差別や偏見に左右されないことが大切です。

このアドバイス事例集が、障害のある人への理解を深め、障害のある人も共に暮らしやすい共生社会をめざすため、広く県民の皆様にご活用いただければ幸いです。

障害者権利条約について

国連において、2006年に採択され、2008年に発効した障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、我が国は2007年に署名。現在、早期の締結を目指して、必要な国内法令の整備を進めている。

- ①一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別（合理的配慮の否定を含む。）もなしに、すべての障害者のあらゆる人権・基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すべきことを定め、
- ②身体の自由、拷問禁止等の“自由権的権利”及び教育、労働等の“社会権的権利”について、締結国が取るべき措置を定め、
- ③条約の実施を促進・保護・監視するための枠組みを維持、強化、指定又は設置すること等を定めている。

事例 1 コンビニエンスストアで

私は車いすを使用しています。コンビニエンスストアのドアを手前に引いて開けるのに苦労します。

車いすを使用している人や、車いす使用者を介助している人は、手動式のドアを開け閉めするのに苦労します。

これは、片方の手でドアを支えながら、もう片方の手で車いすを操作して通らなくてはならないからです。あなたがドアを開け、車いす使用者やその介助者が通れるようにするということは、簡単にできることです。車いす使用者が助かるお手伝いの一つです。

② ドアを開けるのに苦労します**ドアを開けてくれると助かります**



事例 2 急な坂道や階段で

私は車いすを使用しています。坂道や階段など、一人で上ったり下りたりできない場所があり、困っています。

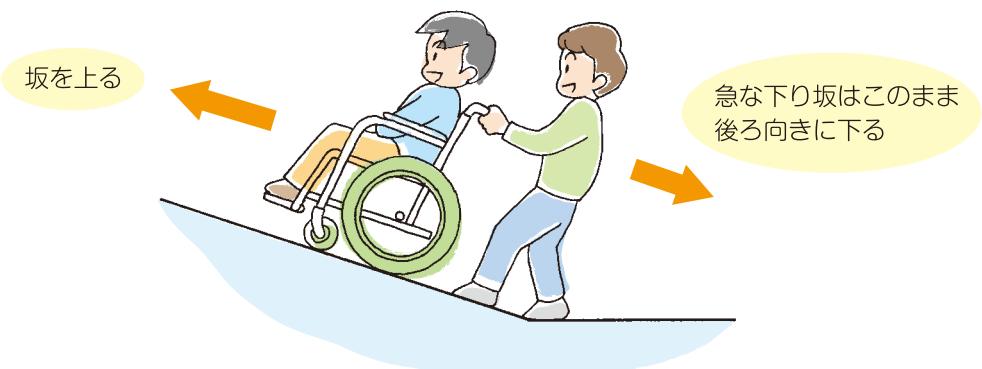
坂道や階段など車いす使用者が一人では上ったり下りたりできないところがあります。そのようなところでは、一言「手伝いましょうか」という申し出があると、車いす使用者は助かります。また、介助をするときには、後ろからいきなり押すのではなく、一言「押しましょうか」と声をかけてください。

スロープや坂道における介助の仕方

急な坂道を上るときは、ジグザグ(ゆるやかなS字)に走行します。

急な坂道を下がるときは、後ろ向きになり、車椅子を支えながら下ります。

3



段差や溝における介助の仕方





事例 3 路面電車の線路で

私は車いすを使用しています。路面電車の線路を横切るとき、線路の溝に前輪が、はさまってしまい、一人で抜け出せなくなりました。

車いすの前輪が線路のレールや側溝の網目状のふたにはさまると、そこから一人では抜け出せなくなることがあります。

車いすの前輪がはさまっている人を見かけたら、「手伝いましょうか」と声をかけ、車いすの引き上げを手伝ってあげてください。

事例 4 エレベーターの乗り場で

私は車いすを使用しています。エレベーターを利用しなければ移動できないのですが、エレベーターに乗っている人がスペースを空けてくれず、長い時間、待たなくてはならないことがあります。

車いす使用者はエレベーター以外の手段（階段やエスカレーターなど）を使うことができない場合が多くあります。そのため、エレベーターが満員だと、自分が乗れるまで、待たなければなりません。車いす使用者がエレベーターに乗れるように、乗っている人はつめる（スペースをあける）などの配慮をしてあげてください。

また、満員のエレベーターでは、車いす使用者がボタンを押すことができない場合があります。「何階に行きますか」と声をかけ、代わりにボタンを押してあげてください。



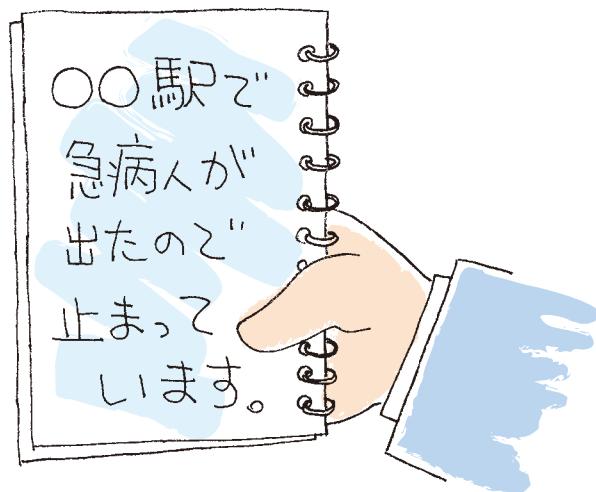


事例 5 駅で

私には聴覚障害があります。駅で電車の遅れやホームの変更の放送が聞こえず、電車に乗れなかつたことがあります。事故などで電車が止まってしまったときも、状況がつかめず、不安になります。

電車の遅れ、ホームの変更、乗っている電車の緊急停止などのお知らせについては、駅の構内放送や車内放送で案内があります。しかし、聴覚障害のある人（耳が聞こえない、あるいは聞こえにくい人）には、その放送が聞こえません。

駅の改札口や緊急停止した電車内で、不安そうにあたりをうかがっている人を見つけたら、聴覚障害のある人かもしれません。メモなどで聞こえないことを確認してから、停止の理由など、放送の内容をメモして見せてあげてください。



状況をメモ帳や携帯電話の画面に簡単に記して見せてください



事例 6 道路の横断で

私には視覚障害があります。車道を横断するときに困ることがあります。音が出ない信号機では、自動車の走る音やまわりの人の靴音を聞いて、信号が青になったかどうかを判断しています。しかし、時々私のそばで信号無視をする人がいて、その靴音につられて横断しそうになることがあります。

視覚障害のある人（目が見えない、あるいは見えにくい人）の中には、白い杖や盲導犬を使用して、一人で移動している人がいます。

一人で歩いている視覚障害のある人は、いつも手伝いを必要としているわけではなく、歩きなれた道では、私たちと同じくらいの速度で歩く人もいます。

ただし、車道を横断するとき、迷ったときなどは、手伝いを申し出てあげてください。

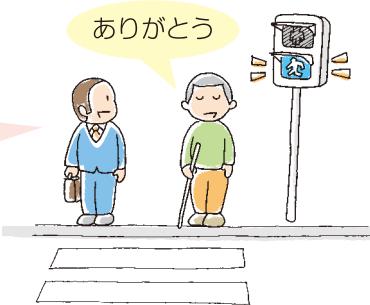
6

車道を横断するとき

信号無視をしないでください



信号の変化を教えてあげてください。



迷ったとき

駅のホームで迷うと危険です



正面から一声かけてあげてください。



2 障害のある人と接するときのマナー

事例 7 地区の清掃活動で

私には障害があります。住んでいる地区で清掃活動があったときに、自分にできることがあればと考え、参加しました。しかし、同じ地区の方から「あなたはいいよ」と言われました。その人の親切心から出た言葉かもしれないと思いつつも、複雑な気持ちになりました。

だれでも、まわりの人から「自分たちとは違う人」と一線を引かれたと感じると、嫌な気持ち、悲しい気持ち、悔しい気持ちになると思います。おそらく、親切心から「あなたはいいよ」と声をかけたのでしょう。しかし、障害のある人もできる範囲で手伝いたい、自分にできることをしたいという気持ちがあります。

そのようなときには、大変だろうからと参加を断るのではなく、「ごみ袋をもってもらうことはできますか」「大きなごみをひろってくれると助かります」などと、障害のある人もできる範囲で声をかけてあげてください。

7





事例 8 バス停で

私は車いすを使用しています。通勤でノンステップバスを利用していますが、乗り降りするときには運転手さんに手伝ってもらっています。しかし、手伝ってもらっている間、一部の乗客から嫌な顔をされることがあり、肩身の狭い思いをすることがあります。

事例 9 バス停で

私は車いすを使用しています。ノンステップバスに乗ろうとしても、混んでいると、乗れないことが何度もあります。寒い中、乗れなかったバスを見送っていると、悲しい気持ちになります。

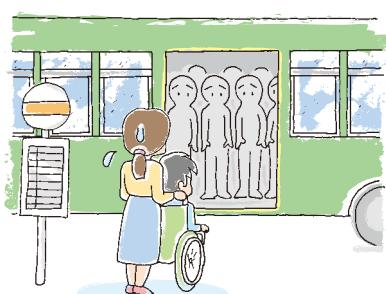
8 障害のある人が電車やバスを利用するとき、乗り降りに時間がかかることがあります。通勤ラッシュの時間帯などには「こんな時間帯に乗らないで」とつぶやく人や、嫌な顔をする人がいます。そんなとき、障害のある人は「仕事のために乗車しなくてはならない」という思いと、「まわりの人の迷惑になっているのではないか?」という気持ちとの間で、苦しむことになります。

ノンステップバスは車いすなどがスムーズに乗れるようになっています。しかし、本数は限られているので、1本逃すと、次のノンステップバスが来るまで、長い時間待たなくてはなりません。バスに車いす使用者やベビーカー使用者、歩行器を使っている高齢者などが乗ろうとしたときには、できるだけつめて、乗れるように配慮してください。

ノンステップバスが到着



誰もよけてくれない。





事例 10 電車の中で

私には内部障害があります。電車の優先座席に座っていたら、そばに立っていた学生らしき人たちが「障害者でもないのに優先席に座っている人ってモラルないよね」と言っているのが聞こえました。

事例 11 歩道で

私には聴覚障害があります。歩道を歩いていたら、自転車に乗った人が追い越しさまに私の方をにらみ、何か文句を言って去っていきました。私は耳が聞こえないので、何を言われたのかはわかりませんが、自転車のベルを鳴らしたのに、よけない私に腹を立てたのかもしれません。

内部障害とは内臓機能の障害であり、身体障害者福祉法では、「心臓機能」、「呼吸機能」、「じん臓機能」、「ぼうこう・直腸機能」、「小腸機能」、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」、「肝臓機能」の7種類の機能障害が定められています。

内部障害のある人は、疲労感がたまり、集中力にかけるなど、外見からはわかりにくい不便さを抱えています。こうしたことを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけてください。

また、声をかけて無視されたと思ったときや、自転車のベルを鳴らしてもよけてもらえたかったときに、「ひょっとしたら、耳が聞こえない人なのではないか?」と考えられれば、頭ごなしに相手に文句を言ったりすることはなくなります。



事例 12 日々の生活で

私には高次脳機能障害があります。時々大事なことを忘れたり、予定を忘れて約束を守れないことがあります。

高次脳機能障害とは、頭部外傷や脳血管疾患、病気による脳の損傷などにより、「言語」「記憶」などの様々な脳機能の一部に障害が起きることです。

外見からわかりにくいので、周囲の人が理解することが難しいです。大事なことを伝えても、そのときはわかったと言いますが、後から聞いていないと言うことが度々あります。予定を忘れて約束を守れないこともあります。

高次脳機能障害のある人に大事なことを伝えるときは、「ゆっくり、わかりやすく、具体的に」話しましょう。また、メモにするなど、伝える工夫をしてください。

10

事例 13 買い物で

私には知的障害があります。一人で買い物をすることがあります。買い物をしているときに、ひそひそ話をされたり、指をさされたりするのが嫌です。

知的障害のある人のなかには、自分の気持ちを表現することが苦手で、「嫌だなあ」と感じても、それを表情や態度にうまく表せない人がいます。そのため、周りの人からは「何もわかっていない」のではと見られがちです。実際には、知的障害のある人は指をされたり、ひそひそ話をされたりすると、障害のない人と同じように「嫌だ」と感じます。そもそも「わからなければ、何をやってもよい。」ということにはなりません。障害のある人にも、ない人にもわけへだてなく同じような対応をしてください。



事例 14 外出先で

私には精神障害があります。外出したときに、私の障害を知る近所の人が、おびえたような顔をして、逃げていきました。悲しかったです。

精神障害のある人は、周囲の人に愛想よく接することができないことがあります。精神障害のある人もない人と同じように、周囲の人の態度を、冷静に見つめています。

精神障害のある人に対しては、その人の事をよく理解をして見守るように接してください。

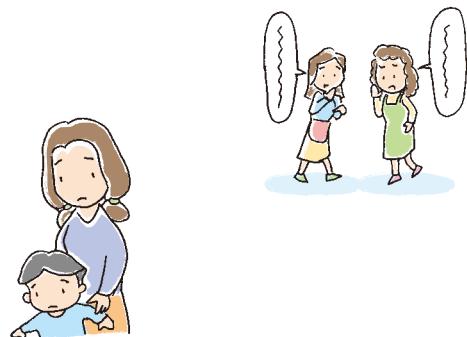


事例 15 買い物で

私は障害のある子どもの保護者です。子どもと一緒に買い物をしているとき、じろじろ見られたり、指をさされたりすることがあります。

障害のある子どもの親にとって、自分の子どもがまわりの人からじろじろと見られることは、とてもつらいことです。「子育てがたいへんね」という言葉も、親の心を傷つけることがあります。

子どもに障害があるとわかつても、過剰な反応をせず、見守ってあげてください。





事例 16 公園で

私は発達障害のある子どもの保護者です。発達障害のひとつである ADHD（注意欠陥多動性障害）があるため、常に動き回り、他の子どもに手が出てしまうことがあります。公園で、その様子を見た人から、「親の育て方が悪いから、親の言うことをきかない子どもになったのだ」と言われました。

発達障害のひとつに ADHD（注意欠陥多動性障害）という障害があります。

この障害の原因は、脳の働き（実行機能）にかたよりがあることとされています。

そのため、じっとしていられない、自分の衝動をうまくコントロールできない、集中力が途切れやすいなどの特徴が表れます。たとえば、ADHD の子どもが他の子どもに手を出すのも、自分の衝動をうまくコントロールすることができないためです。「一緒に遊びたい」「僕もそのおもちゃを使いたい」「どうして僕が使っていたおもちゃをとるの？」などの気持ちを、言葉で伝える前に行動が出てします。「友だちをたたいてはいけない」とわかっていても、つい手が出るということを繰り返すことがあります。

発達障害のある子どもの保護者は、子どもが他の子どもをたたくことを気にかけていて、子どもが手を出すたびに「たたいてはいけない」と子どもに伝えています。それなのに、まわりの人から「親の育て方が悪い」と言われると、「誰にもわかってもらえない」「子どもをどこへも連れていけない」と深く傷ついてしまいます。つらい親の立場を理解して、温かく見守ってください。

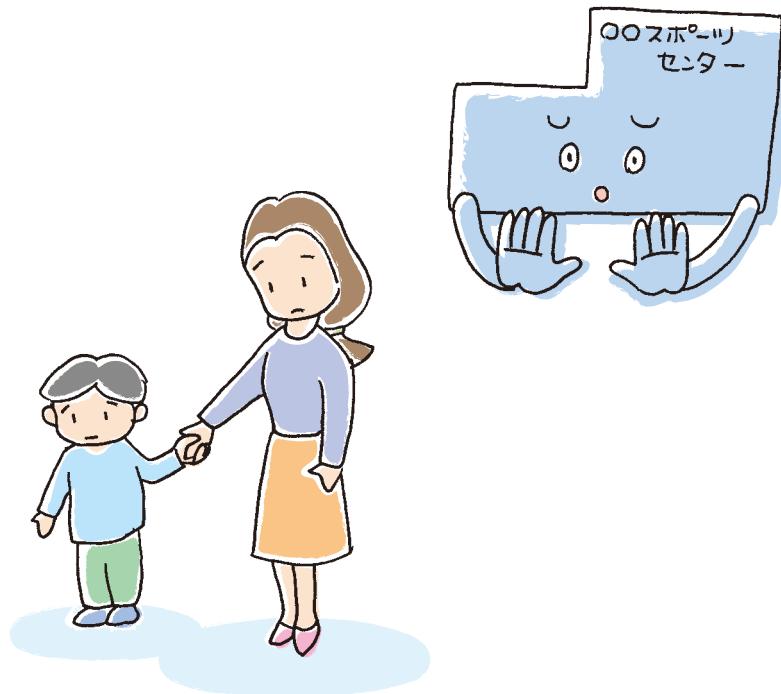


事例 17 スポーツクラブで

私は障害のある子どもの保護者です。子どもをスポーツクラブに入れようとしたら、指導員から「教えるのがこわいから」と言われ、遠回しに断られてしまいました。

指導員が「教えるのがこわい」と言ったのは、教える自信がないということや、職員の数が足りなくて十分な支援ができないのに無理をして受け入れることは、かえって子どものためにならないのではないかという考えがあったのかもしれません。

しかし、障害を理由に頭ごなしに断るという対応は、障害のある子どもやその親を傷つけることになります。障害のある子どもにも、いろいろなことにチャレンジする機会が必要です。「障害があるから無理」と考えるのではなく、その子どもに何ができるのか、どこまでの支援ができるのかを、保護者と一緒に考え、話し合う姿勢をもってください。





3 障害のある人と同じ職場で働くとき

事例 18 会社の面接で

私には障害があります。就職活動をしているときに、面接官から『障害があるのに、どんな仕事をするというのですか?』と言われ、何がどこまでできるかを十分に確認もせず、面接を打ち切られてしまいました。結局、採用してはもらえませんでした。

求職者の職業能力を確認せず、障害があるという理由だけで、不採用を決める対応は、障害のある人を傷つけるだけでなく、会社にとってよい戦力となる人材を見逃すことになります。

「知的障害者に商品の包装はできないだろう」、「目が見えないからパソコンを扱えないだろう」などのように、先入観で障害者の職業能力を実際以上に低く見ないでください。

事例 19 会社の面接で

私には内部障害があります。心臓が悪い自分にできる仕事として、事務職につきたいと思い、勉強して資格もとりましたが、心臓が悪いことを理由に、採用を断られてしまいました。

「障害や病気があるから無理」と門前払いしてしまうのではなく、一人ひとりの障害状況に加え、スキルの習得状況、本人の希望・意欲などから総合的に決めていくという姿勢をもつことが大切です。

障害のある人を雇用し、障害や個人に応じた支援を提供する体制をつくったことで、社員が互いを認め、協力し合う企業風土が生まれ、会社全体が活気づいたという例もあります。積極的に障害者雇用を進めてください。



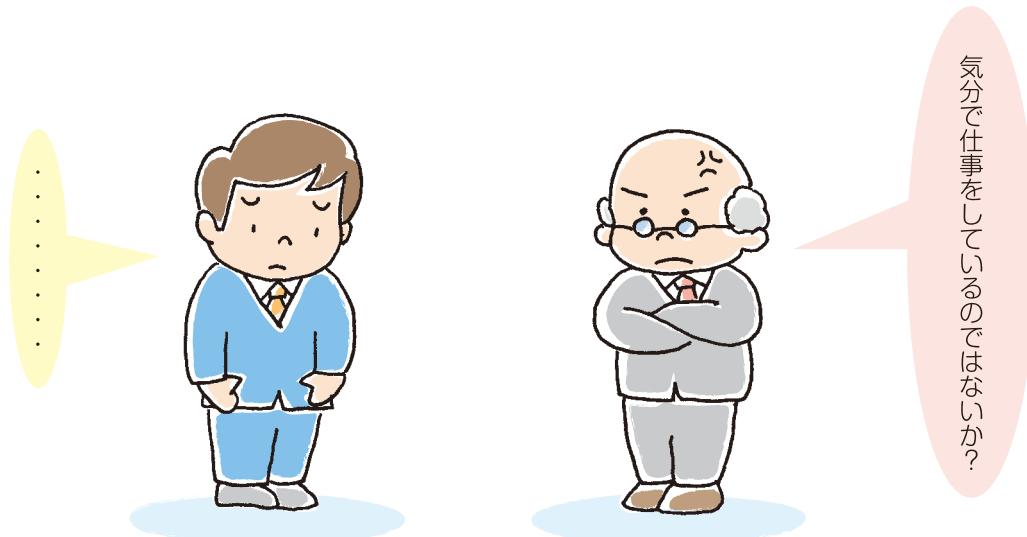
事例20 職場で

私には精神障害があります。仕事に取り組めるときと、仕事に取り組めないときがあります。職場のまわりの人から「急け者だ」とか、「気分で仕事をしているのではないか?」と言われます。

精神障害のある人は、薬の副作用やその日の状態によって、疲労を強く感じ、仕事に集中できないことがあります。仕事をしたい気持ちはあるし、会社のためにがんばりたいという思いはあるけれども、心と身体がついていかないときがあるからです。そのため、周囲の人からは「さぼっている」「やる気がない」と受け止められてしまうことがあります。

事例のように、精神障害のある人に対して、「気分で仕事をしているのだろう」とか、「急け者」と言ったりすると、精神障害のある人は余計に仕事ができない状態に追いつまれてしまします。

精神障害のある人が身体の調子を悪くしているときは、その人のことをよく理解して温かく見守るよう配慮してください。





事例21 営業の仕事で

私には発達障害（アスペルガー症候群）があります。長い間、商品の検品やラベル貼りの仕事をしてきましたが、突然、頑張っているからと、営業の仕事を命ぜられました。発達障害のため、対人関係が苦手な私はパニックを起こしてしまい、その後、会社の人達から奇異な目で見られるようになりました。

発達障害の一つであるアスペルガー症候群のある人は、狭い分野で、深い知識を得ることが得意です。また、多くの情報を記憶することや反復作業を根気よく続けることに優れている人が多いです。その反面、営業や管理職など、対人交渉や柔軟性を求められる仕事は苦手であるといわれています。このため、対人交渉などをすることになると、パニックを起こしてしまうことがあります。同時進行でたくさんのことをするのも苦手です。職場の上司やまわりの方は、この障害を理解し、適切な仕事を担当できるよう配慮してください。

こだわりが強いことは逆に得意分野には非常に強いということですから、得意な面を生かした業務で力を発揮できるよう配慮が必要です。

「がんばれ」「努力が足りない」では対応できないので、本人に順を追って説明し、理解をしたことを確認しながら対応してください。

事例22 職場で

私は難病のひとつである潰瘍性大腸炎と診断され、治療しています。普通はトイレに1回行けばすっきりしますが、潰瘍性大腸炎の場合、頻回に便意をもよおし、何度もトイレに行ったり、こもりっきりになったりするので、職場ではさぼっているといわれることもあります。

難病とは原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある難病なので、本人や家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい疾患です。現在、130疾患が厚生労働省の難治性疾患克服研究事業の対象となっています。

潰瘍性大腸炎は、下痢や軟便、腹痛などの症状を伴うことが多い障害です。

仕事場で1日に何回もトイレに行ったりすることがあるため、周囲の理解が大切であり、トイレに行きやすい環境づくりと一緒に考えてあげてください。



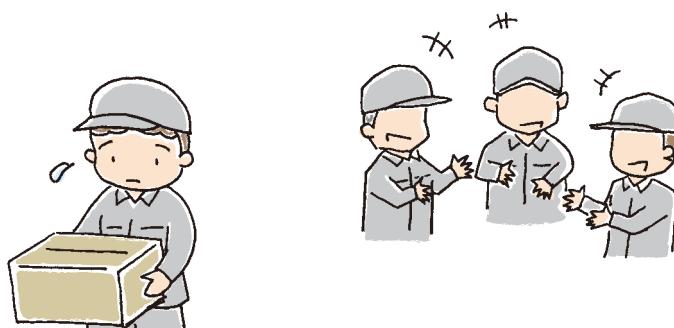
事例23 職場で

私には聴覚障害があります。順調に就職できたまではよかったのですが、職場の仲間との間に壁があると感じています。上司や同僚から言わされたことがわからなくて聞き返したりできず、そのために失敗をして上司や同僚の冷ややかな視線を感じています。同僚たちが雑談で盛り上がりっていても、その輪に入ることができません。

聴覚障害があると、視覚的には周囲の人の表情、態度、やりとりなどの情報を得ることができますが、一方で、音や声による情報が得られず、困ることがあります。

たとえば、職場では迷惑をかけまいと、上司や同僚の話を十分に聞き取れなくても、「わかりました」とうなずいてしまうことがあります。そして、わからなかった部分を推測して仕事をしようとしたときに、確認不足から失敗をしてしまうこともあります。

聴覚障害のある同僚や部下とよい関係を築くためには、何においても文字（メモ、筆談）で確認する作業が大切になります。筆談というのは、文字を使って、聴覚障害のある人と会話をすることです。また、みんなで雑談するときにも、話している内容を文字で伝える、身振りを交えた会話をするなどの配慮をしてください。手話のわかる聴覚障害のある人に対しては、簡単な手話を覚えてコミュニケーションをとることも一つの方法です。



4

あなたが、障害のある人を接客することになったら

事例24 お金の支払いで

私には身体障害があります。コンビニエンスストアでお金を払うとき、片手がうまく動かないで、財布からなかなかお金を出すことができません。そのようなときには店員や周囲の人々に嫌な顔をされるので、あわててしまい、ますますお金が取り出せなくなります。

障害のある人のなかには、早く動いたり作業したりすることが苦手な人がいます。自分なりに工夫をしていますが、それでも他の人のように早くできないことがあります。そのようなときに周囲の人から嫌な顔をされると、迷惑をかけまいと焦ったり、緊張したりして、余計に手足が動かなくなることがあります。逆に、店員から「大丈夫ですよ」と一声かけてもらえると、気持ちが楽になり上手く取り出せることができます。

一方、店員としては、後ろに長い行列ができるような混雑しているときに、お客様がお金の取り出しに手間取っていると、気をもむこともあります。そのようなときには「今の時間帯は少し混んでいますので、よろしかったらお手伝いさせていただけますか」と声をかけてみてください。また、お金の取り出しを手伝う際には、そのお客様に取り出しの様子を確認してもらうようにしてください。

だいじょうぶです。
お待ちしています。

ホツ!

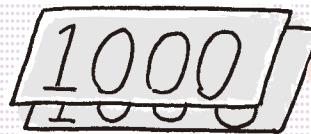




コラム

視覚障害のある人にお釣りを渡すときは…

目の見えない人や手の不自由な人は、お札と小銭と一緒に渡されると、財布に戻すのに手間取ってしまいます。お札と小銭を別々に渡すようにしましょう。また、目の見えない人にお釣りを渡すときに、「五千円札が入ってもよいですか?」「すべて千円札にした方がよいですか?」と聞くようにします。お札は触っても五千円札、千円札の区別がつきにくいので、五千円札を好まない人がいます。



お札は一枚づつ渡す。



次に小銭を渡す



最後にレシートを渡す。

コラム

知的障害のある人の会計を手伝う

知的障害のある人は、「〇〇円です」と言葉で伝えられても、うまく理解できないことがあります。お客様が、支払いをできず、戸惑っているようであれば、まずは、レジの金額表示を見せる、紙に金額を書いて見せるなどして、視覚的にも伝えてみてください。

次に、「千円札はありますか」「百円玉はありますか」「千円札は2枚必要です」などのように、具体的にたずねたり、必要なお金の枚数を伝えたりすると、知的障害のある人に伝わりやすくなります。



一〇〇円はありますか？

あります。



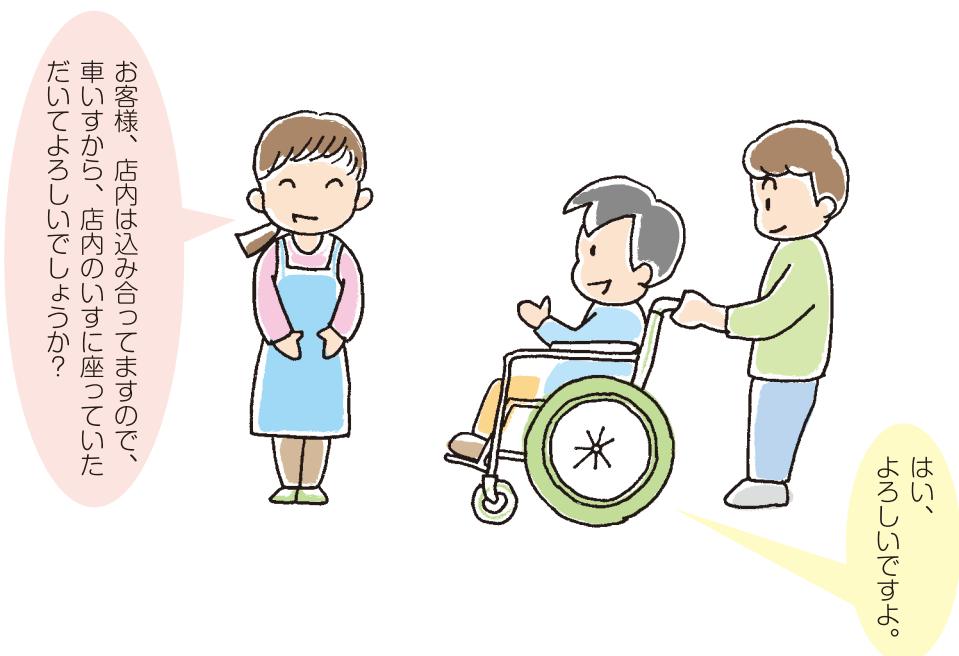
事例25 お店で

私は車いすを使用しています。車いすで店に入ろうとしたら、車いすが入ると、店員や他の客が動きにくくなるということなのでしょうが、やんわりと入店は遠慮してほしいとお願いされました。入店できるかどうか一緒に考えようという姿勢が見られず、門前払いだったことが残念です。

店内が狭く車いす使用者が通れないといった事情があれば、断らざるを得ないケースもあるかもしれません。その場合でも、「ご入店いただきたいのですが、店内の通路が狭く、車いすでは通行ができません。そのため、商品を自由に見ていただくことは難しいです」と説明し、車いす使用者に入店するかどうかの判断をしてもらうのがよいでしょう。目当ての商品が決まっていて、店内を動き回る必要がない場合、店員がその商品を取ってくれれば買い物はできます。

まずは店舗側の事情を説明したうえで、障害のある人のニーズを満たせるか、そうでないかと一緒に考える姿勢を持ってください。

また、レストランなどで、いすに座ってもらわないと通路が狭くなるなどの事情がある場合には、「店内が狭いので、備えつけのいすに移っていただき、車いすをたたんでいただく必要がありますが、ご協力いただけますか」と相手に確認してください。





事例26 レストランで

私には視覚障害があります。補助犬(盲導犬)を使用しています。食事をするために、レストランに入ったところ、待合室で店員さんから「ペットはお断り」と言われました。結局、食事はできずに帰宅しました。

補助犬とは目や耳や手足に障害のある人の生活をお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のこと、身体障害者補助犬法にもとづき、認定され、使用者が責任をもって補助犬の行動を管理し、体を清潔に保ち、健康に気を配っています。補助犬は障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

補助犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、人が立ち入ることができるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられていますので、「犬だから」という理由で受け入れ拒否をしないでください。

国や地方公共団体などが管理する公共施設、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）、不特定かつ多数の人が利用する民間施設（商業施設、飲食店、病院、ホテルなど）、事務所（国や地方公共団体などの事務所、従業員56人以上の民間企業）などでは補助犬の同伴を受け入れる義務があります。

また、従業員56人未満の民間企業の事務所や民間住宅では同伴を受け入れる努力をする必要があります。

仕事中の補助犬には話かけたり、勝手に触ったり気をひく行為をしないようにしてください。また、食べ物や水を与えないようにしてください。



**障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例集
(障害のある人が「困った」事例から)**

2012年3月発行

●発行●

富山県厚生部障害福祉課 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3213 FAX 076-444-3494

●編集協力●

富山大学人間発達科学部 発達教育学科
准教授 西館 有沙

●カット●

中橋 道紀

●編集●

富山県障害者施策推進フォーラム協議会
(社団)富山県身体障害者福祉協会
(社団)富山県手をつなぐ育成会
富山県精神障害者家族連合会
(社福)富山県社会福祉協議会
(社福)富山県聴覚障害者協会
(社福)富山県視覚障害者協会
富山県障害者(児)団体連絡協議会